

集合訴訟の諸類型について

オプト・イン型、オプト・アウト型、二段階型それぞれに、理論的には様々な制度設計が考えられるが、議論の参考として、諸外国の例や事務局に寄せられた制度提案などから考えた一例としてのモデル案を以下に示す。

これらのうち一つを選択するのではなく、二つの型を並存させることも考えられる。

なお、モデル案では、訴訟の各段階での出来事を記述している。その出来事の理論的な性格付け等に関する主な論点は、資料 2「集合訴訟の諸類型の長所と課題」で議論することとしたい。

また、以下のモデル案では記載されていないが、手続追行主体をいかなるものに認めるか、通知や公告の方法・主体・費用負担の在り方、届出先、管轄等裁判手続に関する諸問題には触れていないが、それぞれの類型について検討する必要がある。

(1) オプト・イン型

手続追行主体が対象消費者の範囲を特定して、訴訟を提起。

訴訟係属の公告を行う。

訴訟係属中の一定期間までに、対象消費者が届出を行う。

判決において、個々の対象消費者を特定し、対象消費者ごとの認容額を決定する。なお、判決の効力は、オプト・インした対象消費者に有利にも不利にも及ぶものとする。

執行手続は個別に行うか、手続追行主体が改めて授權により行う。

オプト・イン型においても、公告前に訴訟追行許可の審理をすることも考えられる（もっとも、どのような要件を設定するか問題となる）。

判決後にオプト・インをする方式については、二段階型において検討してはどうか。

(2) オプト・アウト型

手続追行主体が対象消費者の範囲を特定して、訴訟を提起。

訴訟追行許可の審理（もっとも、どのような要件を設定するか問題となる）。

訴訟係属中の一定期間までに、対象消費者のうち判決の効力を受けることを希望しないものが、除外の申出を行うよう、通知・公告を行う。一定の期間までに、除外の申出。

判決においては、個々の対象消費者を特定し、対象消費者ごとの認容額を決定する。判決の効力は、オプト・アウトしない限り、対象消費者に有利にも不利にも及ぶものとする。

ただし、事案によっては個々の対象消費者を特定して、対象消費者ごとに認容額を決定することは困難であるから、対象消費者の認容額を計算する方式のみを決定することも許容すべきという考え方、総額を算定し、総額を手続追行主体に支払うことを命じる判決(以下、「総額判決」という。)をなし得るものとすべきという考え方もある。

判決において、個々の対象消費者を特定し、対象消費者ごとの認容額を決定した場合には、執行手続は個別に行うか、手続追行主体が授権により執行をすることが考えられる。

判決において、対象消費者の認容額を計算する方式のみを決定する判決を許容する場合には、対象消費者を特定した上で、何らかの形で個別の対象消費者の認容額を確定する手続が必要になる。認容額の確定後は、執行手続は個別に行うか、手続追行主体が授権を受け執行することが考えられる。

総額判決を許容する場合には、被告が任意に支払をしない場合には、判決に基づき強制執行手続を行うとともに、対象消費者を特定した上で、個々の対象消費者の認容額を確定し、任意の支払又は強制執行により得た金銭の分配手続を行って個々の対象消費者に分配することになる。

米国のクラス・アクションにおいて、総額判決がなされている実例が存在するかは不明である。

(3) 二段階型

手続追行主体が対象消費者の範囲を特定して、訴訟を提起。

一段階目の判決において、対象消費者の範囲を定めた上で、共通争点について確認する判決を行う(責任原因のみの判断を行う場合や、更に進んで対象消費者の請求額を計算する方式について定める場合もある。)

判決の効力は、その後に届出()をした者に有利にも不利にも及ぶ。一定の期間までに、対象消費者に届出を促す通知・公告を行う。

一定の期間までに届出をする。

届出をした対象消費者について、集合的な調停を試み、合意をした消費

者については、相手方より支払をさせる（自動的にすべての届出をした消費者が調停手続に加わるのか、裁判所が裁量で調停に付すのかなど要検討）。

調停でまとまらない事案、支払がなされない事案について、個別の認容額を判断する判決を行う。

二段階目の判決の強制執行は個別に行うか、あるいは手続追行主体が授權により執行することが考えられる。

二段階型においても、訴訟追行許可の審理をすることも考えられる。集合的な調停については、支払額について合意が見られれば、調停手続中に順次支払をしていくイメージでモデル案を示したが、合意が見られるものの支払がない場合に、二段階目の判決をして執行するのではなく、調停調書に基づき執行することも考えられる。

（４）二段階型

手続追行主体が対象消費者の範囲を特定して、訴訟を提起。

訴訟係属中の一定期間までに、対象消費者のうち判決の効力を受けることを希望しないものが、除外の申出を行うよう、通知・公告を行う。

一定の期間までに、除外の申出。

対象消費者の範囲を定めた上で、共通争点について確認する判決を行う。判決の効力は、オプト・アウトをしない限り、対象消費者に有利にも不利にも及ぶものとする。

二段階目として、個々の消費者の債権を確定するための簡易な手続を設け、その手続で認容額を確定し、事業者に請求する。

オプト・アウト型において、対象消費者の認容額を計算する方式のみを決定することも許容すべきという考え方の判決をする場合と類似しており、手続を二段階に分けるという点に着目して分類するか、オプト・アウトの手続をするかどうかという点に着目して分類するのか、議論する必要があるのではないかと考えられる。